

令和 8 年度

屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託

提案競技実施要項

【屋久島町観光まちづくり課】

[資料]

- 1 仕様書
- 2 提案競技に係る評価項目・評価基準

[様式]

- 1 提案競技参加申込書
- 2 提案競技質問書
- 3 同種又は類似業務の実績調書

この提案競技実施要項は、令和8年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託にかかる受託候補者を選定するための提案競技に参加される方（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で提案を行ってください。

- 1 件 名 令和8年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務
- 2 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月26日（金）まで
- 3 業 務 の 目 的 資料1「仕様書」のとおり
及び委託内容
- 4 提 案 限 度 額 6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

5 スケジュール

内容	日時・期間
(1) 募集開始	令和8年9月4日（金）
(2) 質問の受付	令和8年9月11日（金）午後5時まで
(3) 質問への回答 (本町ホームページに掲載)	令和8年9月16日（水）
(4) 参加申込書の提出	令和8年9月28日（月）午後5時まで
(5) 企画提案書等の受付	令和8年10月9日（金）午後5時まで
(6) 受託候補者選考会 (プレゼンテーション)	令和8年10月19日（月）～23日（金） ※時間未定
(7) 審査結果の通知	令和8年10月下旬
(8) 契約の締結	令和8年11月上旬

6 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3) 市町村民税を滞納していない者であること。

- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置要件に該当した場合、提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

7 質問書の提出

提案を行うに当たり疑義が生じた場合は、提案競技質問書（様式2）に記載のうえ電子メールで提出してください。

(1) 受付期限

令和8年9月11日（金）午後5時まで

(2) 回答

質問及びその回答の内容は、令和8年9月16日（水）までに本町ホームページ上にて公表いたします。

8 参加申込み

この提案競技への参加を希望される場合は、参加資格を確認の上、下記のとおり提案競技参加申込書を提出してください。

(1) 提出書類 提案競技参加申込書（様式1）

(2) 提出期限 令和8年9月28日（月）午後5時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出してください。

(4) 提出先 「16 問い合わせ・書類送付先」のとおり。

(5) その他 提案競技参加申込書を提出していない事業者については、この提案競技に参加することはできません。

9 企画提案書等の提出

提案競技の参加者は、資料1「仕様書」の内容に基づき、企画提案書（以下「提案書」という。）を提出してください。

(1) 提出期限 令和8年10月9日（金）午後5時まで

(2) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合については、特定記録又は簡易書留など受取りが確認できる方法で送付

してください。

(3) 提出書類

下記①から⑦までの書類を提出すること。なお、①から④については、屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要です。

① 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）：1部

② 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明：1部（写し可）

③ 屋久島町の町税に係る徴収金に滞納がないことの証明：1部（写し可）

（屋久島町に住所が無い場合は本社所在地の市区町村が発行する証明）

④ 法人登記簿謄本または登録事項全部証明書：1部（写し可）

⑤ 事業提案書：正1部、副6部

◆提案者は、資料1「仕様書」の内容を十分に踏まえた上で、以下の事項に従い提案書を作成してください。

◆提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確な提案書としてください。

◆提案書は、A4版としてください。

◆提案書の表紙は、あて名「屋久島町」宛、標題「令和8年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託」及び「提出年月日」を記載してください。

◆提案書（正）については、提案者名（企業名）を記載したものを1部提出してください。

◆提案書（副）は、全般にわたって提案者（企業名）名及び提携事業者名が分からないようにしてください。

◆実施内容・実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。

⑥ 同種又は類似業務の実績調書（様式3）：正1部、副6部

◆本業務と同種または類似業務の実績があれば必要事項を記入し提出してください。実績がない場合は、提出不要です。

⑦ 提案金額（提案見積書）（任意様式）：正1部、副6部

◆見積書（正）については、提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。

◆見積書（副）は全体にわたって提案者名及び提携事業者名が分からないようにしてください。

◆本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。

◆見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。

◆経費の内訳を任意様式で添付してください。

(4) その他

◆1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。

- ◆提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ◆契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- ◆提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

10 受託候補者選考概要

(1) 選考手順

町が設置する選考委員会において、参加事業者ごとに評価基準等に基づいて評価及び選考を行います。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者（受託候補者）として決定し、次に得点の高かった者を次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、提案見積書に記載の金額がより廉価であった事業者を最優秀提案者（受託候補者）とし、更に提案見積書に記載の金額が同額であった場合は、審査会の投票で決定します。なお、参加事業者が1者の場合も審査を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、本プロポーザルにおいての契約は行わないものとします。

(2) 選考における評価項目

資料2「提案競技における評価項目・評価基準」のとおり

(3) プレゼンテーション実施日

令和8年10月19日（月）～23日（金）

※実施日及び実施時間は決定次第別途連絡します。

(4) プレゼンテーション会場等

対面での実施とし、屋久島町役場本庁舎内で実施します。

(5) プレゼンテーション出席者

3名以内とし、プレゼンテーション（質疑応答含む。）は、本業務に従事する主たる担当者が出席し説明をしてください。

(6) プレゼンテーション審査

20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（約10分）を行います。なお、プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現はしないでください。

(7) その他

- ① 審査は非公開とします。ただし、屋久島町役場関係課職員についてはその限りではありません。
- ② 事務局でプロジェクター及びスクリーンを準備します。パソコン等を利用する場合は持参してください。

11 結果の公表

審査の結果は、令和8年10月下旬までに屋久島町ホームページで公表し、企画提案書提出者全員に結果を書面で通知します。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては

受け付けません。

12 提出書類の取り扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

14 契約の締結

- (1) 選考会で選定された最優秀提案者を業務委託の受託候補者とし、契約締結の交渉を行います。
- (2) 提案書等の提出者が1者の場合は、審査の結果が最低基準以上の評価となれば受託候補者とします。
- (3) 受託候補者に選定された参加事業者は、本町と協議の上で、契約に必要な書類をそろえ、契約を締結するものとします。なお協議に必要な資料については、受託候補者が作成するものとします。
- (4) 次の①又は②に該当した場合などにより最優秀提案者と契約を行うことができなかった場合は、次点の事業者を受託候補者として契約交渉を行います。
 - ① 本業務委託契約締結交渉が不調となった場合
 - ② 都合により最優秀提案者が辞退した場合

15 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 選考結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議の上で変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は、屋久島町に帰属するものとします。

16 問い合わせ・書類送付先

屋久島町観光まちづくり課 観光推進係（担当：西田）

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号：0997-43-5900

Eメール：kankou@town.yakushima.kagoshima.jp